

旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務委託仕様書

1 業務名称

旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画策定業務

2 業務目的

本業務は、日本海側屈指の港湾として発展してきた敦賀湾を結ぶ鉄道として、『鉄道と港のまち敦賀』を築く礎として機能した旧敦賀港線の廃線敷（以下、「廃線敷」という）について、上位・関連計画の整理や計画対象地の立地条件等を分析評価し、歴史的背景を汲みした上で、活用にかかる機能・性格・理念・テーマ等を明らかにし、基本方針及び導入機能の内容概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の検討に基づいて、土地利用（空間構成）および動線、活性化の基本的な内容を検討し、利活用計画をとりまとめることを目的とする。

なお、対象となる廃線敷は、令和7年7月1日に都市公園予定区域として指定したところである。

3 業務箇所

旧敦賀港線（廃線敷）及び舞崎浄水場跡地等（別添図参照）

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

（業務期間については協議の上、変更可能とする）

5 業務内容

廃線敷の活用に向けた各種調査、コンセプトや土地利用方針の検討を行い、旧敦賀港線（廃線敷）利活用計画を策定する。

（1）基礎調査の実施

対象敷地に関連する上位・関連計画等について整理を行うとともに、業務箇所周辺の土地利用状況等について調査・取りまとめを行う。

また、業務箇所と周辺の地形や土地利用との関係を整理し、計画上の問題点や課題の整理を行う。

（2）市民意識の把握・住民参加型ワークショップ等の開催

廃線敷の利活用について、住民説明会の開催とパブリックコメントを実施し、市民の意向を把握するとともに、地域住民等の参加を得ながら、廃線敷活用に関する意見を発言できる機会を設け、利活用策を検討する住民参加型のワークショップを実施する。

(3) 先進事例調査

対象敷地は、7月1日に都市公園予定区域として指定したところであることから、廃線敷の活用事例だけでなく、細長い形状をした都市公園等の活用事例や整備方法を把握するため、机上調査、現地視察及び先行自治体へのヒアリングを行う。

(4) 廃線敷の利活用コンセプトの策定

(3)までの検討結果を踏まえ、廃線敷の利活用コンセプトについて検討を行う。

(5) 利活用計画の策定

(4)の利活用コンセプトを踏まえ、廃線敷の利用方針、ゾーニング、導入施設、空間構成等を設定し、基本計画図を作成する。

また、概算工事費を算出、決定した内容に基づく鳥瞰図等を作成し、これらを取りまとめた利活用計画を策定する。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品については、すべて電子データを作成し、電子媒体についても納品する。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 報告書（A4判綴り） | 3部 |
| (2) 報告書概要（A3判1～2枚程度） | 3部 |
| (3) 上記電子データ | 1式 |
| (4) その他報告書作成にかかる根拠資料、参考資料、成果品など | 1式 |

7 留意事項

(1) 業務の進め方

- ①本業務の遂行にあたっては、契約締結以降、進め方や資料確認、調査内容（ワークショップの内容）など適宜、十分な打合せを行いながら、業務を進めていくものとする。
- ②本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議し、承認を得ること。

(2) 個人情報の保護・秘密保持

- ①本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ②本業務の遂行上知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。また、契約の終了又は解除後も同様とする。

(3) 成果品について

- ①成果品（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲歩してはならない。
- ②本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。

③本市は、いつでも受注者に対して、個人情報に関わる管理状況等を監査する権限を有するものとする。本市が、受注者に対して個人情報保護に関する監査を実施する場合、受注者は、本市に協力しなければならない。

④本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとし、成果物に係る著作権は、本市に全て帰属するものとし、受託者はこれを公開してはならない。

(4) その他

①再委託の禁止

本業務の受注者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託することはできない。

(ア) 本業務の一部を再委託しようとする場合は、書面にて、事前に再委託業務範囲、内容及び第三者の業者名を明記し、本市に提示し、承認を得ること。また、承認の際に第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。

(イ) 再委託の範囲及び内容は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決すること。

(ウ) 再委託する場合、第三者も受注者と同等の責任を負う。

②準拠法令

本業務は本仕様書によるほか、関係法令及び条例等に準拠し、最新版の図書を参考にして実施するものとする。

③提出書類

本市指定の様式により作成するものとする。ただし、成果品である「報告書」については、この限りではない。

④業務体制等

(ア) 受注者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。

(イ) 本業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受注者の申請による。

(ウ) 本業務に際して使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利に関しては、受注者において、使用許可を得ることとし、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権、特許権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任、費用負担を負うこと。

⑤損害賠償

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする。

⑥その他特記事項

(ア) 本業務において現地調査が必要となった場合、調査にあたっては、第三者に迷惑を及ぼさないように配慮するとともに、交通に支障をきたさないよう行うものとする。調査作業中でない調査員も同様とする。また、交通の安全には万全を期する

こととし、交通安全対策について業務計画書に具体的に記述するものとする。またその場合の調査に関する諸手続き（道路使用許可申請書等）や区、家屋、店舗等へのお知らせ等は、受注者において行うものとする。なお、業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

(イ) 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

別添図

